

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会
防犯カメラ設置費助成事業要領

1 目的

防犯カメラ設置費助成事業は、防犯意識や地域福祉の向上を図るべく、市内各地区において防犯カメラを設置する際に、その経費の一部を予算の範囲で助成するものである。

2 助成条件

防犯カメラ設置費助成を申請するにあたっては、以下の条件を満たしていなければならないこととする。

- (1) 撮影範囲に住宅や店舗などの公共空間ではないものが入る場合は、その管理者に対し、防犯カメラを設置する旨の同意を得ていること。
- (2) 防犯カメラを設置した際に、その設置場所を示す表示があること。
- (3) 防犯カメラの管理責任者を置いていること。

3 助成金額

各地区(行政区単位)で防犯カメラの設置や維持管理に関して住民の合意が十分に図られた上で設置されるものについて、当年度内に1地区当たり1台を上限とし、次のように助成する。(※100円未満は切り捨て)

- (1) 新規設置 事業費の半額助成 (上限50,000円)
- (2) 器具取替 事業費の半額助成 (上限25,000円)

4 助成対象

助成対象となる経費は、防犯カメラ機器(記録媒体含む)購入に係る経費、設置工事に係る経費、防犯カメラ設置を示す看板の経費とする。また、モニターやパソコン、修繕や保守に関する経費、維持管理に要する経費は助成対象外とする。

5 申請

当該地区の福祉員または代表者(区長等)が、着工前に美祢市社会福祉協議会へ問い合わせ、次の所定の様式に必要事項を記入し、各地域福祉センター窓口申請するものとする。

- (1) 防犯カメラ設置費助成金交付申請書
- (2) 防犯カメラ設置費助成事業請求書
- (3) 防犯カメラにより撮影が予定されている写真
- (4) 防犯カメラの設置前・後の写真
- (5) 防犯カメラ設置看板の写真
- (6) 防犯カメラ購入時の請求書または領収書

6 申請期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、予算がなくなりしだい終了する。

附則

この事業要領は、令和2年9月1日より適用する。